

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

### [1] 商業の活性化の必要性

#### (1) 現状分析

平成 11 年以降近隣市町に大型店が目立ち始め、平成 13、14 年には中心市街地の再開発ビルのキーテナントである豊田そごうや豊田サティの相次ぐ撤退があり、本市の中心市街地の商業は危機に直面した。

このため、平成 12 年に策定をした旧基本計画に関連して、緊急活性化計画を策定し、集客を取り戻すべく、旧 TMO（豊田まちづくり(株)）による TM 若宮駐車場の整備をはじめとした緊急活性化事業を実施した。また、豊田そごう、豊田サティの後継テナントとして、松坂屋豊田店、メグリアセントレを誘致し、危機的状況は脱した。

しかし、近隣市町の大型店及び中心市街地の人口減少等の要因もあり、中心市街地での商業集積の低下と空洞化が進み、商店数、年間商品販売額の減少と空き店舗数の増加は歯止めのかからない状態にある。

また、歩行者通行量や居住人口は平成 18 年には若干の回復が見られるものの全般的な減少傾向が続いており、特に名鉄豊田市駅東側の歩行者通行量は著しく低く、駅東側への人の流れが殆ど無いことが分かる。

このように、旧基本計画、緊急活性化計画に基づいたハード・ソフト事業に取り組んできたが、中心市街地全体の活力低下は依然として続いており、新たな活性化策が求められている。

#### (2) 商業の活性化の必要性

今後は、今までに整備をした既存ストックを有効活用するとともに、中心市街地のショッピングモール化を目指し、一部の個店で完結している流れを全体へ波及させる必要がある。

そこで、平成 17 年度に制定した「豊田市商業振興条例」に基づき、市内で展開している「豊田市がんばる商店街応援プラン」とあわせ、商店街による「商店街活性化計画」で位置づけた各種活性化事業と連携し、空き店舗の効果的な解消や特色あるストリートづくり、各種イベントを実施する。

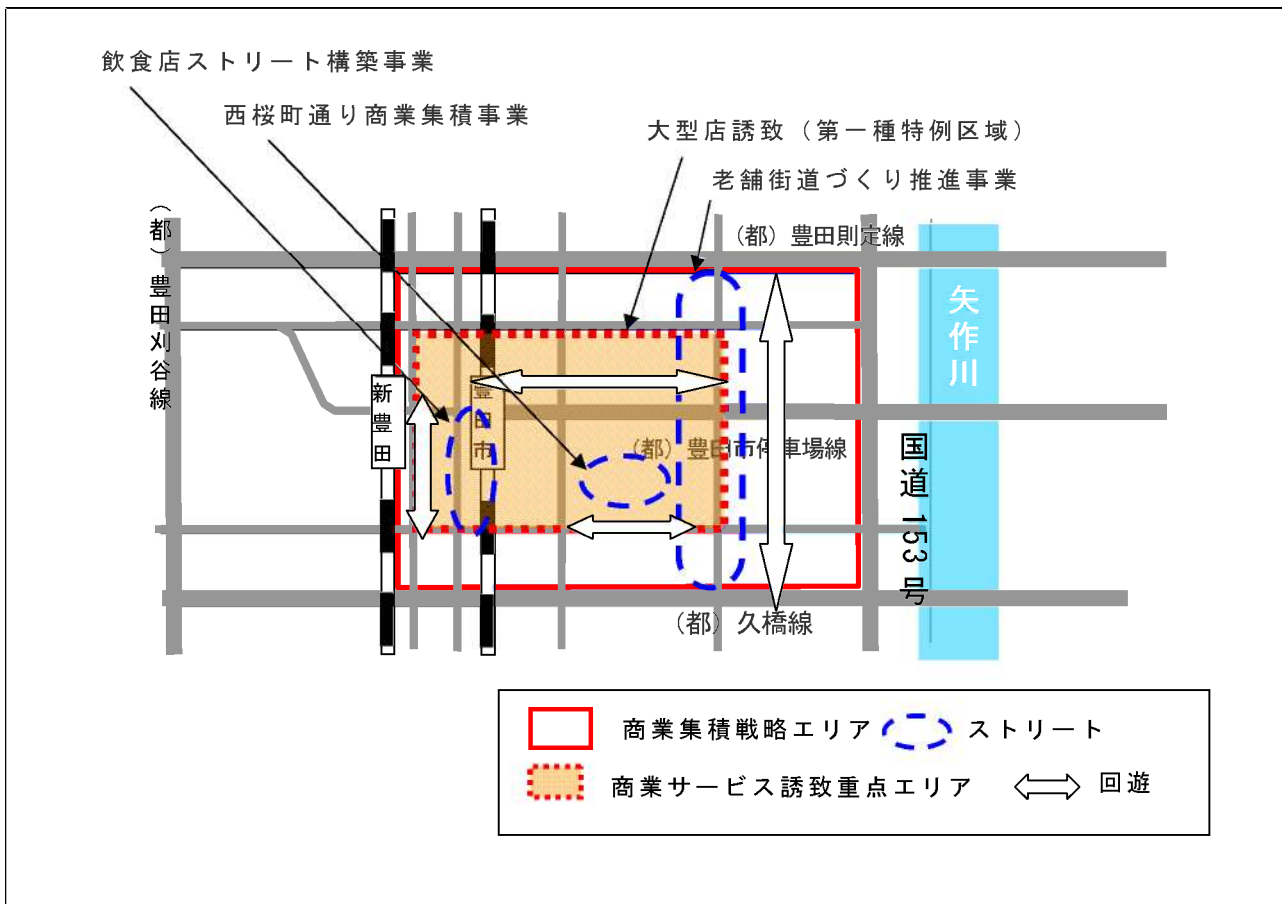
また、中心市街地に「商業サービス誘致重点エリア」「商業集積戦略エリア」を設定し、大規模小売店舗立地法の特例区域の設定や商業・業務機能誘致奨励事業により核となる集客施設を積極的に導入する。

※商業集積戦略エリア…地域密着の商業地を目指すエリア。市民の高質なライフスタイルを支える商業集積地の形成を目指す。

商業サービス誘致重点エリア…集客各を含む、回遊可能な範囲（500m 以下）のエリア。まずは、この重点エリアを最優先に「面」として構築し、外への広がり、波及を目指す。広域の来街目的と成り得る「商業の顔」をつくる。

#### (3) フォローアップの考え方

基本計画の認定後、各年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を実施し、状況に応じて事業の促進や新規事業の設定を講じる。また、計画期間満了時点において 5 年間の総括を実施し、中心市街地活性化の効果をはかるものとする。



## [ 2 ] 具体的事業等の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>○事業名 42. 大規模小売店舗立地法の特例区域の設定の要請</p> <p>○内容 大規模小売店舗立地法の手続きを簡素化できる特例区域(第一種)の設定を愛知県に要請する。</p> <p>○実施時期 平成 20 年度</p>	<p>豊田市</p>	<p>本市中心市街地の商業機能は、複数の店舗の回遊による散策型のショッピング形態となっている。</p> <p>このようなショッピング形態の中で、商業的に大きな吸引力を有する大規模小売店舗は、購買動向の基幹となるものであると同時に、中心市街地において多数の来街者が訪れるにぎわいの起点ともなる施設である。</p> <p>中心市街地における商業機能を充実するためには、大規模小売店舗と中小小売業者の商店街とが相互に連携し、商業的な吸引力を向上させる必要があるが、特例区域の設定は、魅力ある商業施設整備を誘導し、来街動機の喚起と商業機能の一層の充実を図るために重要な措置であると同時に、既存の大型小売店舗の閉店・撤退等による大型空き店舗の発生時には、他の事業実施者の速やかな誘導等を促進することができる。</p>	<p>○支援措置の内容 大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>○実施時期 平成 20 年度</p>
--	------------	---	---

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 14. (仮) 豊田市駅前通り北地区市街地整備事業</p> <p>○内容 豊田市駅前の都市基盤整備及び良質な都市空間形成(再開発事業)</p> <p>○地区面積 約 1.5ha</p> <p>○実施場所 豊田市喜多町地内</p> <p>○実施時期 平成 21 年度～平成 28 年度</p>	<p>(仮) 豊田市駅前通り北地区市街地再開発組合 豊田市</p>	<p>都市計画道路豊田市停車場線、市駅前広場を始めとした都市基盤整備及び中心市街地等の活性化を一体的に推進する必要性が高い地区であり、スタジアムアベニューを形成し、活性化に寄与する面整備として必要な事業である。</p> <p>当事業は、公共施設や商業施設の整備が行われ、さらなる都市機能の集積が図られることで都市の魅力を向上することができる。</p>	<p>○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)</p> <p>○実施時期 平成 22 年度～平成 24 年度</p>	

<p>○事業名 44. 豊田おいでんまつりのリニューアル</p> <p>○内容 平成20年度で第40回を迎える豊田おいでんまつりの踊り・花火の開催内容について充実を図る。また、まつりの観客等へ中心市街地の商業等をPRし、その後の集客効果につながる活動を実施する。</p> <p>○実施時期 平成20年度～</p>	<p>豊田おいでんまつり実行委員会</p>	<p>豊田おいでんまつりは、平成20年度で第40回を迎える伝統あるまつりである。おいでんまつりは中心市街地で開催しており、市民に定着したまつりである。市外からの参加者・観客も多く、豊田市のシンボルとなるまつりとして合併後の一体感を創出するとともに、更なる来街促進を図る必要がある。また、商業振興資源・観光資源となりうるような内容にすることで、都市の活力やにぎわいを創出することが可能である。</p> 	<p>○支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 平成20年度～平成24年度</p>
<p>○事業名 45. ショッピングカート事業</p> <p>○内容 オリジナルショッピングカートの投入、カートトラック増設、サインパネルの設置。既存エリアの拡大。</p> <p>○実施時期 平成18年度～</p>	<p>豊田まちづくり(株)</p>	<p>駅周辺の施設、店舗、駐車場が一体となって屋外カートを利用し、話題性の高い移動支援ツールとして活用することにより、利用促進、駅東西の回遊性を高め中心市街地の活性化を図る。</p> <p>本基本計画策定を契機に、中心市街地大型店の取り組みから、商店街を巻き込み、エリアを拡大して実施し、さらなる利用促進、回遊性向上を狙う。</p> 	<p>○支援措置の内容 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期 平成21年度</p>
<p>○事業名 47. 周年イベントの活性化</p> <p>○内容 ①ふれあいフェスタ 中心市街地の商店街による商業活動促進イベント</p>	<p>①ふれあいフェスタ実行委員会 ②産業フェスタ実行委員会</p>	<p>中心市街地で開催される周年イベントを通して、商店街を含めた中心市街地の活性化と実施効果による来街者の増加などのにぎわいの創出に寄与する。</p> <p>※「周年イベント」 1年に1回開催されるイベン</p>	<p>○支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○実施時期 平成20年度～平成24年</p>

<p>②産業フェスタ 豊田市の産業の紹介と市民の交流を図るイベント ○実施時期 平成 20 年度～</p>		トのこと。	度	
<p>○事業名 <b>51. 中心市街地まちなか宣伝事業</b> ○内容 ①集客イベント「とよたまちパワーフェスタ」の開催 ②自社情報誌「とよたまちなかガイドブック」発行 ③自主ホームページ「まちなかWEB」発信 ④まちなか V I (Visual Identity) とまちなか C I (City Identity) の確立 ⑤まちなか情報の整理と一元化 ○実施時期 平成 15 年度～</p>	豊田市中心市街地まちなか宣伝会議実行委員会	<p>中心市街地の魅力・機能を市民・消費者に発信・提言し、各種イベント事業への提言・連携的取り組みを目的とし、各種事業を展開することで、「宣伝会議各店の販売促進・来街利用増加・リピーター確保」「来街者へのまちのプラスイメージの認知」「宣伝会議構成メンバー連携による話題性の創出」が可能となる。</p> <p>また、平成 21 年度より「ポスター、グッズ等を利用したプラスイメージ発信」や「商店街の情報発信ツールと『まちなかWEB』」の統合を実施し、中心市街地の情報発信を強化し、集客効果を高める。</p>	<p>○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（豊田都心（センターコア）地区）） ○実施時期 平成 21 年度</p>	○その他の支援措置の内容 豊田市商業活性化推進交付金

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>○事業名 15 豊田シティセンターマネジメント (TCCM) の強化</p> <p>○内容 豊田市中心市街地活性化協議会の機能強化・拡充のため、基本計画に掲げる全ての事業を推進する各事業主体のコントロールを担う機関として設置する。</p> <p>○実施時期 平成 20 年度～</p>	<p>豊田市中心市街地活性化協議会</p>	<p>中心市街地活性化協議会の運営、タウンマネージャーによる計画事業の推進、コーディネートを行う機関を設置した。</p> <p>民間活力を中心とした中心市街地活性化へ向けた効率的な事業推進のための機関として位置づけ、今後は、法人化や組合化等を含めた組織強化の検討を行う。</p>	<p>○支援措置の内容 豊田市中心企業団体等事業費補助金</p> <p>○実施時期 平成 20 年度～平成 22 年度</p>	
<p>○事業名 40. 飲食店ストリート構築事業</p> <p>○内容 名鉄豊田市駅西の緑陰歩道沿いの空き店舗や遊休地等を利用し、飲食店および必要業種の店舗を導入し商業集積を図る。また、合わせて集客イベントを実施する。</p> <p>○実施時期 平成 21 年度～</p>	<p>西町商店街（協） 豊田まちづくり(株)</p>	<p>空き店舗や遊休地等を活用し、「飲食店」をキーワードとした店舗を配置する。また、「食の西町」ならではの話題性・集客性のあるイベントを実施することで、店舗利用者を増加させる。個性のある通りづくりを行うことで、「点」から「線」を作り上げることが目的とし、新たな商業拠点の形成による緑陰歩道の回遊性を高め、広域集客拠点の 1 つとして中心市街地全体の来街者増を見込むことができる。</p> <div data-bbox="670 1400 1013 1635" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">【イメージ】</p>		
<p>○事業名 43. まちなか活動支援センターの活用</p> <p>○内容 まちなかの空きスペースを改装して、商業者・居住者のコミュニティスペースを整備し、それを活用する。</p>	<p>豊田市中心市街地活性化協議会</p>	<p>中心市街地の空き店舗をコミュニティの創出拠点として整備することで、空き店舗の解消とともに、中心市街地の商業者・居住者のコミュニティスペースとすることができる。</p> <p>また、まちなかの文化・情報発信機能を持たせることで、中心市街地の来街を促進する。</p>		

○実施時期 平成 20 年度～				
○事業名 <b>46. 空き店舗マッチングシステム</b> ○内容 空き店舗の持ち主と、空き店舗を使って出店したい人を結ぶマッチングシステムを構築する。 ○実施時期 平成 20 年度～	豊田市中心市街地活性化協議会	コンセプトを持った「線」を作るためには単に空き店舗を埋めるだけではなく、コンセプトにあった業種を選定していることも必要である。 そこで、空き店舗情報（地権者、業者）の一元化と、新規出店者とのマッチングシステムを構築し、空き店舗の解消、後継者の確保、新規業種や必要業種店舗の確保を狙う。		
○事業名 <b>48. 西桜町通り商業集積再生事業【調査及び計画策定】</b> ○内容 桜町本通り商店街西に位置する通りの店舗誘致、商業集積の実施等 ○実施時期 平成 21 年度～	西桜町地区を考える会	魅力的な店舗の誘致、商業の集積を図り、桜町本通り、西町商店街間の回遊性を創出することで、来街者増を期待できる。		
○事業名 <b>49. 老舗街道づくり推進事業</b> ○内容 竹生線整備に合わせ、通りを「老舗街道」というコンセプトに基づき、ハード整備や「まちかど博物館」の実施。 ○実施時期 平成 20 年度～	一番街商店街（振） ひまわり通り商店街（振）	ハード整備として、平成 20 年度に環境に配慮した LED 街路灯を設置した。この他ソフト事業としては、過去に開催していた定期市の復活や地域の寺院との共同事業、個店を活かした「まちかど博物館」（昔の通りの写真、道具、商品の展示、トヨタのミニチュアカー展示）を実施し、歩行者の目を楽しませ、回遊性の向上をはかる。 また、既存老舗店舗を活かした商店街づくりを推進することで、老舗ならではの本物の質を追求した高質なライフスタイルを提供できる商店街の構築が期待でき、日常的な来街やリピーターの増加による日常性商業が活性化される。	○支援措置の内容 豊田市中心企業団体等事業費補助金 ○実施時期 平成 20 年度～	

<p>○事業名 <b>50. 一店逸品運動</b></p> <p>○内容 商業者による逸品の開発と消費者へのPRのための「逸品フェア」を行う。</p> <p>○実施時期 平成19年度～</p>	<p>(協) 豊田市商店街連盟</p>	<p>逸品探し・研究を通して店の特色や個性をいま一度見直すことにより個店の転換・強化が図られる。また、自信を持つておすすめできる商品・サービスの提案は既存または新規の顧客満足向上のみならず自社内の意識向上にもつながる。当事業は運動であり、参加店同士の連携強化と商業の活性化へとつながる。</p> 		
<p>○事業名 <b>52. (仮) 公共交通機関利用促進事業</b></p> <p>○内容 公共交通利用による来街者に対し、エコポイント(現エコシール)の付与、中心市街地での買い物に対する帰りの公共交通運賃割引などを実施する</p> <p>○実施時期 平成20年度～</p>	<p>(協) 豊田市商店街連盟</p>	<p>公共交通機関利用による、「エコポイントの付与」「公共交通機関の運賃割引」により</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関を利用することによるお得感</li> <li>・目が見える形での環境保全へ貢献</li> </ul> <p>の効果を期待でき、公共交通機関利用者の増加を図る。</p> <p>中心市街地の来訪促進、公共交通利用促進のための事業であり、中心市街地活性化に必要である。</p> <p>当面はバス利用に対する施策として実施する。</p>		
<p>○事業名 <b>53. フリーパーキング事業</b></p> <p>○内容 加盟店(店舗・施設)で買物・利用をすれば、加盟駐車場の駐車料金が3時間無料になる。</p> <p>○実施時期 平成15年度～</p>	<p>豊田まちづくり(株)</p>	<p>中心市街地への来街促進、市民の利便性向上を目的とした、中心市街地16駐車場一体管理システムの運用を行う。駐車場の利便性を向上させ、中心市街地への自動車による来街者に対応した事業であり、中心市街地活性化に必要である。</p> 	<p>○支援措置の内容 豊田市商業活性化推進交付金</p> <p>○実施時期 平成20年度～平成24年度</p>	
<p>○事業名 <b>54. 商業活性化推進交</b></p>	<p>豊田市</p>	<p>創意工夫による総合的かつ機動的な取り組みを行う事業</p>		



<p><b>付金</b> ○内容 創意工夫による総合的かつ機動的な取り組みを行う商工会議所・商工会・出資法人に対して交付金による支援を実施する。 ○実施時期 平成 17 年度～</p>		<p>者に対し交付金による支援を実施することで、自由な発想で効果的な商業活性化事業を積極的に実施してもらう。 平成 17 年度から利用実績があり、中心市街地まちなか宣伝会議やショッピングカート事業等に活用され、大きな効果があることから、引き続き実施する。</p>		
<p>○事業名 <b>55. 商業業務機能誘致奨励事業</b> ○内容 商業・業務機能の集積を図るため、1,000 m<sup>2</sup>以上の売場面積を取得等した事業者に対して、開業後 5 年間の固定資産税等に対して奨励金を交付する。 ○実施時期 平成 17 年度～</p>	<p>豊田市</p>	<p>核となる魅力的な商業施設の誘致や、業務機能の誘致により、昼間人口の増加が図ることができる。 また、来街者や従業者による歩行者通行量の増加にも期待でき、にぎわいを創出することが可能である。</p>		
<p>○事業名 <b>22. (仮) 名鉄豊田市駅総合整備事業</b> ○内容 名鉄豊田市駅について、耐震補強、1階商業フロアのテナントミックス等の実施 ○実施時期 平成 21 年度～</p>	<p>名古屋鉄道(株)</p>	<p>豊田市の玄関口である名鉄豊田市駅の耐震補強、バリアフリー化を推進するとともに、まちとの結節点として、回遊を生み出す整備を行う。 また、1階商業フロアのテナントミックスを実施し、鉄道駅としての利便性を向上し、利用者の利便性・快適性を向上させることができる。</p>		<p>名鉄豊田市駅</p>

<p>○事業名 56. 地域公共交通 IC カード導入事業</p> <p>○内容 鉄道やバスの運賃の支払いに共有して使える IC カードを導入する。</p> <p>○実施時期 平成 18 年度～</p>	<p>豊田市 民間（交通事業者）</p>	<p>IC カード導入により、公共交通の利便性が向上し、公共交通による中心市街地への来訪者が増加する。</p> <p>また、自動車から公共交通への転換にも効果が期待でき、移動による CO<sub>2</sub> 削減にもつながる。</p>		
<p>○事業名 57. 商店街エコフレンドリー事業</p> <p>○内容 エコバッグやマイ箸の普及、店舗から出るゴミの集積場の整備の実施</p> <p>○実施時期 平成 19 年度～</p>	<p>（協）豊 田市商店 街連盟</p>	<p>商店街が「エコ商店街宣言」をし、環境保全に貢献することで、市民に商店街、中心市街地のイメージを向上させ、その存在感と必要性を認識してもらう。環境に配慮した商業環境を構築することで、エコについて関心の高い客層を取り込む。</p>	<p>○支援措置の内容 豊田市中心小企業団体等事業費補助金</p> <p>○実施時期 平成 19 年度～平成 21 年度</p>	